

平成18年12月8日(金曜日)第4回定例会

○出席議員(20名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊廣	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
14番	佐藤良一	議員	15番	佐藤暘	議員
16番	川越孝男	議員	17番	内藤明	議員
18番	那須稔	議員	19番	佐竹敬一	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	伊藤忠男	議員

○欠席議員(1名)

13番	高橋秀治	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	助役
安孫子勝一	収入役	大沼保義	教育委員長 職務代理者
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併)選挙管理 委員会事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課 財務室長	菅野英行	総合政策課行財政 改革推進室長
尾形清一	総合政策課企業 立地推進室長	三瓶正博	税務課長
有川洋一	市民生活課長	浦山邦憲	建設課長
柏倉隆夫	建設課都市 整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
兼子善男	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
兼子良一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
熊谷英昭	学校教育課長	菊地宏哉	学校教育課指導 推進室長
工藤恒雄	生涯学習スポーツ 振興課長	安孫子雅美	監査委員
宇野健雄	監査委員 事務局長	清野健	農業委員会 事務局長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

平成18年12月第4回定例会

議事日程第3号

平成18年12月8日(金)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、高橋秀治議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

## 一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、12月6日に引き続き一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成18年12月8日(金)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	今後の寒河江のまちづくり構想について	寒河江市都市計画マスタープランが作成されていますが、その計画に沿って次代を担う子供たちに誇れるまちづくりを、今後どのように推進していくのか、以下のことについて市長の見解を伺います マスタープランは30年の長期にわたるプランですが、策定時と違い厳しい財政や本格的な少子高齢化などの時代を迎えており、このプランについて現在どのように考えているのか 長岡山を中心とした寒河江公園を、本市のランドマークとして位置づけ整備を計画していますが、その具現化について	4番 煤 津 博 士	市 長
9	行政一般について	チェリークア・パーク事業について	17番 内 藤 明	市 長
10	本市の財政問題について	市債現在高の状況をどう見ているか 実質公債費比率への対応について 過去、現在、未来を踏まえた財政運営とその改善の方策について	20番 遠 藤 聖 作	市 長
11	教育行政のあり方について	16年間の中学校給食問題に対する教育委員会の対応と経過を踏まえて、教育行政に携わるもののあり方について 問う 弁当販売方式の教育的意味について		教育委員長
12	少子対策について	不妊治療に対する助成について 子育てサロンについて 病後児保育について	18番 那 須 稔	市 長
13	教育行政について	学校における食育の取り組みについて 放課後子供教室について		教育委員長

## 榎津博士議員の質問

○新宮征一議長 通告番号8番について、4番榎津博士議員。

〔4番 榎津博士議員 登壇〕

○榎津博士議員 おはようございます。私は、緑政会の一員として、この質問に関心をお持ちの市民を代表し、自分の考えを含め、以下の質問をさせていただきます。

通告番号8番、今後の寒河江のまちづくり構想について質問いたします。

本市では、本年度から厳しい自治体運営を克服すべく取り組みが始められた行財政改革、そしてそれらの現実を見据えながらも、寒河江の将来のあるべき姿をしっかりと描いた第5次寒河江市振興計画をもとに、新たなまちづくりがスタートいたしました。地方の自治体が、現在このような状況に変わってきましたが、行政が市民の声をしっかりと反映し、寒河江の将来像を語り合いながら、平成10年3月に策定された寒河江市都市計画マスタープランについてお伺いいたします。

本市では、花と緑、せせらぎの中で四季を感じる交流、文化の拠点都市をキャッチフレーズに、30年後の21世紀上期を目標年度とした寒河江市のあるべき将来像を、都市計画の立場から描いた市の都市計画に関する基本的な方針、寒河江市都市計画マスタープランが策定されました。このマスタープランの策定に当たっては、市民の方々の意見を反映するため、市民アンケート調査を約5,100名の方々にお願いするとともに、市内5ブロックに分け、地区説明会を実施し、要望、課題を集約したものでした。

このまちづくりの手法は、市民こそが主役の基本理念を反映し、市民の意見をもとにつくり上げられ、寒河江のあるべき姿が集約されたプランであると言えます。それらの指針を基本として、ここ寒河江は、佐藤市長を先頭に市民と一体となり、さまざまなアイデアと先進的な考えを盛り込みながら、活気に満ちたまちとして築き上げられてきました。そして、寒河江駅周辺の中心市街地、チェリークア・パーク等の観光拠点、工業団地の拡張、土地区画整理や道路網が確実に整備され、現在の元気な寒河江市があります。そのあかしの一つとして、平成17年度の国勢調査において、前回の調査と比べ、県内で人口が増加した五つの自治体の中に名が挙げられております。

しかし、近年地方分権、三位一体の改革、そして平成の大合併と呼ばれた自治体間の合併推進など、さまざまな改革の嵐が吹き寄せ、社会環境は激変いたしました。また、長引く経済低迷とこれに起因する厳しい財政状況に加え、少子高齢化による本格的な人口減少の時代を迎えるとともに、経済社会のグローバル化が拡大、深化するなど、時代は予想を超える速さで推移しております。今まさに大きなうねりの中にあって、これまでの価値観や仕組みを根底から見直し、新たな時代を切り開いていかななくてはならない転換期を迎えております。

ここで質問いたします。寒河江市都市計画マスタープランが策定されてから8年余りが経過しました。先ほど述べたように、このプランの策定時と違い、厳しい財政状況や本格的な少子高齢化の時代を迎え、自治体の置かれている環境が大きく変化しております。このプランを遂行していくために、現在どのようにお考えか市長にお伺いいたします。

次に、マスタープランの第2章に都市づくりの目標の項目があり、都市づくりの基本的な考え方の中に、「駅前や寒河江公園を核とする中心市街地の整備」という文言が記載されております。そして、全体構想

の中で、「長岡山を中心とする寒河江公園は、21世紀にふさわしい自然と環境に調和する本市のランドマークとして、また市民の憩いの場として整備を推進する」と記載されております。私も、寒河江の市街地の平野部に堂々とそびえる丘陵地である長岡山は、まさに寒河江を象徴するにふさわしいと思っております。そして、この公園内には陸上競技場や野球場も設置され、スポーツの振興と相まり、多くの市民に親しまれ、使用されてきました。また、つつじまつりの時期には大勢の人が訪れ、咲きそろった花を觀賞できるとともに、長岡山からのすばらしい眺望にすがすがしい気持ちになると、訪れた方々にも高く評価されております。

しかし、近年野球場や陸上競技場の老朽化、そしてアクセス道路の整備のおくれなどから、利用したり、訪れる人が少なくなっているような感じがしてなりません。そのようなことがあってか、多くの市民から長岡山の今後の整備について問い合わせを受けますが、プランにある多くの事業の整備がされたり、具現化されてきている中で、長岡山周辺の整備については、構想が具現化されていないため、説明できないのが現況です。

ここで質問いたします。私は、この長岡山を中心とした寒河江公園の整備を、本市のランドマークとして計画に基づき、少しずつでも進めていかなくてはならないと考えております。そして、市内外の方からも愛される公園づくりを推進していくべきだと考えます。これまで佐藤市政運営の中で協働のまちづくりが提唱され、各地域でグラウンドワーク手法によるまちづくりが実現され、定着しております。

私は、この寒河江公園こそ計画段階から市民の意見を聞き、現在市民が求めている憩いの場、集いの場として協働でつくり上げていくべきではないでしょうか。現在柴橋日田線の県道拡幅工事が進められておりますが、この関連としてアクセス道路の整備などを徐々に行いながら、最終的に市民が求める公園の整備に入るのも一つの方法であると思います。次代を担う子供たちに誇れる、そして夢と希望が持てるまちづくりを展開していくためにも、この構想を具現化していくべきと考えますが、市長の御意見をお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

都市計画マスタープランは、寒河江市のあるべき将来像を都市計画の立場から描いた、寒河江市の都市計画に関する基本的な方針でございます。これは、平成4年の都市計画法の改正により創設されたもので、策定に当たっては振興計画や国土利用計画に即さなければならないものとなっております。

本市のマスタープランは、第4次寒河江市振興計画をもとに平成10年3月に策定いたしまして、計画目標年次を前期、中期、長期で設定しておりまして、最終年度を平成37年度と定めているところでございます。マスタープラン策定のもととなる第4次振興計画は、将来都市像を自然に調和する美しい交流拠点都市寒河江とし、広範な交流時代の結節点にふさわしい美しいまちづくりに取り組む計画として、平成9年3月に策定したものであります。これまでこの振興計画やマスタープランに沿って、都市計画区域の拡大や寒河江駅前中心市街地整備事業、チェリークア・パーク等の拠点整備、土地区画整理事業、工業団地の拡大などの土地利用や幹線道路網、それから都市公園等の都市施設整備を実施してきており、第4次振興計画の主な事業については、目標年次である平成17年度までほとんど完了、または着手しております。

御質問の中にもありましたが、さきの国勢調査において、数少ない人口増加自治体となれたことは、市議会の皆さんをはじめ、市民の方々の御理解と御協力はもちろんですが、このようなまちづくりが功を奏したものと考えているところであります。

さて、マスタープランを遂行していくため、どのように考えているかという御質問でございますが、御意見のとおり自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、上位計画となる第5次振興計画も、地方分権の到来や少子高齢社会、人口減少社会の進行、そして高度情報社会の進展など、社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、第4次振興計画を継承、発展し、将来都市像を歴史と文化の織りなす気品ただよう美しいまち寒河江として改定しております。

さらに、国の都市計画における方向性についても、市街地の拡大から町中の活性化を図るコンパクトシティ構想に、そして景観に重点を置くことに変化しております。これらの変更を踏まえて、マスタープランの一部について見直しを検討してまいりたいと思っております。

主な見直しとしましては、将来人口フレームというものを推計し、住居系、工業系などの用途地域の適正な配置、また都市計画道路で決定から長期未着手になっている路線の機能評価などを行い、見直しを検討し、さらに都市計画上における都市景観形成と、美しい自然景観を保全していくための方針について追加することなどを考えているところでございます。

少々具体的になりますが、一つは、将来人口フレーム等を再推計いたしまして、用途地域の必要面積を予測し配置を検討する。特に住居系用途、あるいは工業専用用途などございまして、二つ目には、都市計画道路で決定から長期未着手になっている路線について機能評価を行い、一部廃止というものを検討すると。それから、歴史、文化にはぐくまれた景観形成、美しい自然景観の保全等の方針について追加すると。今も申しあげましたように、良好な景観というものは、将来における市民の共有財産でありまして、来訪者にも誇れる財産となっております。それにおきましては、例えば国道112号線から見た月山を望む景観とか、あるいは最上川沿線の周景というものを生かしたものだとか、二つには上町、六供町沿線の寒河江公園、二の堰公園等々の市街地の良好な景観とか、あるいは慈恩寺地域のあの辺一帯の

歴史的景観と、そういうものも考慮に入れなくちゃならないなと、こう思っております。

いずれにしても、まちづくりというものは歴史と文化を尊重する視点、そして気品と美しさを醸し出すような都市づくりに心がけてまいらなくちゃならないと、こう思っておりますし、目標とするところの将来都市像の実現のためにもですね、将来を託すところの若者たちの夢を乗せたところの、若者たちにも継承してもらえるようなプランであらなくちゃならない。そして、都市施設の基盤になるようなもの、そういう構想を持っておるわけでございます。

ただ、今も申しあげましたように、厳しい財政状況でございますので、事業の成功に当たっては、今後とも優先順位というようなものを見きわめながら、効率的に進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

次に、寒河江公園のお尋ねがございました。寒河江公園を計画段階から市民の意見を聞き、憩いの場、集いの場として協働でつくり上げていくべきではないかとの質問でございました。

長岡山の寒河江公園は、市街地の中央に位置いたしまして、西側に月山、葉山、朝日の山並み、東には蔵王、そして眼下には市街地が広がる眺望良好でアカマツ林に囲まれた、まさに緑豊かな本市のランドマークでございます。公園内には、野球場や陸上競技場などの運動施設のほか、つつじ園、さくらの丘、芝生広場、キャンプ場、古松の小径、寒河江市の郷土館、そして県立林業試験場や800年の歴史を持つところの寒河江八幡宮があるわけでございます。

特に、東北一の規模を誇るつつじまつりの時期には、市外からも多くの方が訪れ、にぎわいを見せており、さらに樹齢800年もの松林の中を散策する古松の小径は、二の堰からつながる遊歩道として、昨年美しい日本の歩きたくなる道500選に選定されるなど、多くの方が利用されているところであり、県内外にも誇れるものになっております。また、寒河江八幡宮では、勸請900年記念事業として参集殿の新築工事や流鏝馬、神輿関係の整備を進めておりますし、八幡の杜として充実されることとなります。

園内の維持管理等に対しましても、寒河江、西根、南部の老人クラブの皆さんによる芝生広場の除草や少年野球クラブの団員、それから保護者による野球場の除草、さらに松くい虫による被害を受けた公園に平成10年度から、寒河江ライオンズクラブや寒河江ロータリークラブ、市議会の皆さん、そして西村山植樹祭に参加された多くの市民の皆さんによるアカマツの植樹などが行われており、市民の協働の取り組みに感謝しているところであります。

アクセス道路の整備のおくれと、野球場や陸上競技場の老朽化により、利用者や訪問者が減少しているのではないかと御指摘でございますが、本市の誇れるランドマークとして、より市民に親しまれ、活用される公園を目指すには、アクセス道路や駐車場の整備、多様なニーズに対応できる野球場、陸上競技場のあり方、そして歴史的建造物の寒河江市郷土館への誘客力の向上や、八幡の杜の伝承などの充実を図ることが今後の課題であると思っております。これらの課題については、歴史と文化、スポーツレクリエーション、そして豊かな自然と景観が融合し、年齢を問わず多くの市民から多種多様な利活用が図られる公園につくり上げていくことで、本市のランドマークとして確立されるものではないかなと思っております。

特に、この公園内にある運動施設としての陸上競技場、それから野球場のあり方を検討する必要があるかなと、このように思います。これらの構想や整備については、財政計画等将来を見据えながら、長期計画の中で検討してまいりたいと思っております。

また、現在設置されている施設で比較的容易にできるものにつきましては、市民各層、各種団体の御意

見をお聞きしながら、グラウンドワークにより整備するなど、具現化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○新宮征一議長 榎津議員。

○榎津博士議員 第1問のお答えをいただきまして、ありがとうございました。

まず、このマスタープランにつきましては、長期のプランであります。今御答弁あったとおり、時代の背景に合わせて見直しを図りながら進めて遂行していくという言葉いただきましたので、少しほっとしているところでございます。先ほど話ししましたとおり、多くの市民の方の意見を取り入れているプランなものですから、何とか遂行に向けて頑張りたいというふうに思っております。

私も青年会議所というところで、まちづくりに携わらせていただきました。皆さんも御存じのとおり、神輿の祭典、さくらんぼパレード、市民憲章、せせらぎ物語、さまざまな場面におきましてまちづくりの先頭に立ってこれまで進めてまいりました。

近年各種ボランティア団体、そしてNPO団体、そういう方たちがまちづくりに携わって、森で言えば1本の巨木であった青年会議所が、周りの団体さんのまちづくりによって、巨木がどんどん、どんどん出てきて肩を並べてきた。まさに先頭に立っていくべき役割を果たしてきたなというふうに私も思っております。そういう形で多くの団体や個人がまちづくりを先頭に立ってやってきている。そういう時代の背景にあって、やはり行政もそういう団体や市民の皆さんから意見を聞いて進めていく時代に入ってきたんだなというふうに思っております。

市民から多くの意見を聞いて策定されたマスタープランですけども、確かにこの時代背景で見直しをされ、そして削除するものは削除していく。そういうことになっておりますけども、そんな中でそういう団体や個人の方からもう一度、見直しをかける段階で御意見を聞いて今後進めていかれるのかどうか、再度質問させていただきたいというふうに思います。

長岡山を中心とする寒河江公園の整備ですけども、私は必ず陸上競技場やグラウンドをもう一回作り直してくださいということを言っているのでは決してありません。やはり今市民が求める、何が公園に必要なのか、どういうふうになれば市民が憩いの場としてやれるか、それをもう一度最初から見直して、この時代に合ったものをつくり上げてほしいなというふうに思っております。

各地域でいろんな形で公園の整備など、市民や企業を巻き込んで整備されております。これは、佐藤市長初め当局の考えを御理解した市民が、自分たちの地域に憩いの場を自分たちの手でつくりたい、そうやって進められたものです。それが本当に多くの地域で実践されてきました。この長岡山の整備計画については、多くの市民の携わりを得て、市民の意見を参考にして計画段階から話し合いを行って、そして各地域が取り組んできた、そういうグラウンドワークによる公園づくりなどの集大成としてつくり上げていくことができないかというふうに考えております。そうやっていけば、自分たちが携わった公園、ここは私たちお父さん、お母さんがつくったんだよ、そんな形で自分の子供たちに説明して紹介していける、そんな物づくりを通じて子供たちに憩いの場として伝えていける、そういうふうにつくっていけないかなというふうに思っております。

確かに歴史的な郷土館、その利用価値とか、さまざまな部分で検討しなきゃならないいろんな部分があると思います。財政的に厳しいながらも、アクセス道路を少しずつでもやっぱり進めていかないと、なかなかその長岡山の頂点にはたどり着かない、それも十分わかっております。ですけども、先ほど言った協働でつくり上げていくというまちづくりがもう整っているわけですから、何とか実践していただきたいというふうに思います。何とか地域の方々を巻き込みながら、ランドマークとして、市民の象徴として早期

に実現してほしいというふうに考えております。これにつきまして市長の御意見があればお聞きしたいと思います。

これで第2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 まちづくりには協働の精神と、これは欠かせないものだろうと思っておりまして、第5次振興計画の中にも協働によるまちづくりというものを掲げておるわけございまして、その点は寒河江市は、私はボランティア活動、グラウンドワークということで、市政とそして市民と一体となったまちづくりというものが盛り上がってきておるといことは、大変感謝しておるところでございます。

それを具体的に、今までやってきたものをさらに生かしていくということで、長岡山の公園の話が出ておるわけでございますけれども、1問でも答弁申しあげましたように、都市施設としての長岡山公園、いろいろなものがあそこに体育施設から景観施設から、あるいは自然の植木等々、いろいろそこに混在しておるわけございまして、それらをどのように整理して、そして将来市民が使いやすいような、利用しやすい、親しまれるような公園ということにしようかなど。その段階で、市民からいろいろ意見を聞いてはという御意見でございますけれども、実際にあそこの公園の計画というものを立てようとする場合には、それらの課題はあるわけでございますし、またいろいろ御意見を承っていかなくちゃならないものと、このように思っております。

また、アクセス道路の問題も出ましたけれども、以前にも取り上げたところでございますけれども、特に財政的な理由等々ありまして、今中途といえますか、道半ばの状態にあるわけでございますけれども、それらをアクセス道路と一体として考えなくちゃならないということでのランドマークとしての長岡山の、より生きた姿というものが出てくるだろうと、このように思っております。

以上です。

## 内藤 明議員の質問

○新宮征一議長 通告番号9番について、17番内藤 明議員。

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 おはようございます。

私は、通告しているチェリークア・パーク事業について市長に質問をいたします。簡潔にお尋ねをいたしますので、市民にもわかるように御答弁を願いたいと思います。

まず、去る11月の定例議員懇談会において、市当局より、チェリークア・パーク用地の既に売却された滝の湯所有の土地に、山形県国民健康保険団体連合会の事務所を建設したいとの報告がなされましたが、その経過の詳細について伺いたいと思います。

次に、その中でも私がどうしても腑に落ちないのは、まだ売れ残っている土地があるにもかかわらず、なぜ既に譲渡している滝の湯所有の土地なのか。正確には寒河江の庄の所有というふうに言われたと思いますが、どうしても理解できません。市長には明快な御答弁を願いたいと思います。

また、その滝の湯所有の土地を国保連合会が買い求めたいというのであれば、さきの株式会社チェリーランドさがえ所有の土地を、JAさがえ西村山農協が買ったように、それぞれの当事者間で契約書が取り交わされるのが本来のやり方ではないかというふうに思いますが、なぜ本市が仲立ちをすることになったのか伺いたいと思います。

さらに、これまではクアパーク用地の市道を挟んで南側、つまり最上川沿いの民活用地については、使用目的を温泉を利用した宿泊施設などとしていたというふうに記憶をしておりますが、国保連合会の事務所ではその整合性がないというふうに私は思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。あわせてそのエリアについて、今後どのようになされる考えかについてもお伺いをしたいというふうに思います。

最後に、クアパーク用地で現在売れ残っている土地の区画数とそれぞれの面積、そして今後の見通しをお尋ねし、また既に売却をされている土地の開発見通しを伺って、私の第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

山形県の国民健康保険団体連合会から、山形市から20キロメートル圏内の市町に対し、事務所建設用地の適地推薦の依頼がありました。国保連合会からの依頼を受け、本市では未分譲である2区画と滝の湯ホテル所有の1区画の3区画を連合会に推薦し、チェリークア・パーク民活エリア内への誘致を働きかけてまいったところでございます。国保連合会では、事務所建設用地選定委員会を設置し、推薦された場所を調査され、11月24日開催された臨時総会において、本市のクアパーク民活エリア内の寒河江市大字寒河江字久保6番、滝の湯所有地を適地として選定されたものでございます。

それから、滝の湯と国保の直接取引のことでございますが、国保連合会から土地代の支払いについては、10力年の分割にさせていただきたいとの要請があったわけでございます。この要請をかなえるためには、本市の財政上の観点から、公社が取得及び譲渡していただくようお願いしたところでございます。

それから、宿泊施設のエリアと言ったこととの整合性のことでございます。

民活エリアの中の最上川沿いにつきましては、宿泊施設を誘致していきたいということで申しあげてまいりました。現在もその考えは変わらないところでありまして、誘致活動を行っているところでありますが、なかなかめどが立たないのが実態でございます。こうした中であって、今回国保連合会から打診があり、それを受け入れることによって地域の活性化に結びつくものと考えておるところでございます。

それから、未分譲地等々についてのお尋ねでございますが、未分譲の区画は久保5番、1万3,159.01平米、約4千坪と、久保7番、6,609.74平米、約2千坪の2区画でございます。これらの今後の見通しであります。現在それぞれの区画について誘致活動を展開しているところであり、できるだけ早い時期に分譲していきたいと願っておるところでございます。

また、今分譲して操業開始していないところもあるわけでございますけれども、現在2区画あります。J Aさがえ西村山の分があるわけでございますが、これは平成19年度から事業に着手するため、内容の検討などの準備を進めていると聞いておるところでございます。また、さがえ土地建物の所有の分につきましても、利活用の検討が行われておるということを聞いております。

以上です。

○新宮征一議長 内藤議員。

○内藤 明議員 1問にお答えをいただきましてありがとうございます。

何点か、さらに詰めていかなければならない点がございまして、再質問をさせていただきたいというふうに思いますが、一つは、今なぜ国保連合会の事務所なんだというふうなお尋ねに対して、民活用地の使用目的はこれまでどおり宿泊施設を誘致したいという考えには変わりはないが、それを誘致することによって活性化が図られるというようなことであったわけでありまして、これは私は実質的な大きなクアパークの計画の変更に当たるのではないのかなと、こういうふうに思っております。このことによつてですね、また自動車学校とは違った意味でクアパーク構想全体に、大変大きな影響を与えるというふうに思っています。

といいますのは、御承知のように第4次振興計画の中で、滞在型観光施設であるチェリークア・パーク計画を強力に推進し、そして既存の宿泊施設についても整備拡充を推進するというふうなことがうたわれ、またそれを受けて第5次の振興計画が策定されたわけでありまして、その第5次の振興計画の中でも、民間活力によるチェリークア・パーク民活エリアの整備促進を基本計画の中で、具体的にそういうふうに挙げているわけでありまして、そのことはつまりあの場所に温泉を利用した宿泊施設を集中させることによつて、温泉場としての効果を私はねらっているというふうに思いますし、そういうことからすれば、明らかにそれと反することになるわけでありまして、あいている土地に建物が建てられて、職員が150人ほどであるそうではありますが、それによつて活性化されるから、それでいいんだというわけには私はいかないというふうに思います。

要するに、こういう施設では私はクアパークというふうな名には値しないのではないかというふうに考えますし、こうした事務所を建設するといいますか、誘致するということになれば、既にこのチェリークア・パーク計画は私は破綻しているのではないかとこのように言わなければならないというふうに思います。そういう意味で、破綻しているというのが言い過ぎだとすれば、それに等しいというふうに言わせていただきたいというふうに思いますが、市長はそのことについて自らの責任について触れながら、市民に対してクアパークに対してそういうふうなものを建てることについての理解を求めることが、市長としての責務だというふうに私は考えますが、市長の見解を求めておきたいというふうに思います。

計画が既に破綻しているに等しいというふうに申しあげましたのは、こうした温泉を利用すべき計画のところに、そうでない施設が建てられることによつて、既に大きな投資をしている、またそれによつて進められてきた、例えばこの前もありましたが、給湯の計画、つまり分湯計画をして、それのとおりにならなくなるわけでありまして、それを今現在温泉を利用しているところ、あるいはこれからもあるかもしれませんが、そのところだけでそれをペイしようとするのであれば、給湯単価はかなり上がってくるというふうになるわけでありまして、今給湯を受けているところでは、分湯をされているところでは、こんなはずじゃなかったと、こういうふうになるのが、とどのつまりそういうふうになっていくのではないのかなというふうに思っております。

そういうことについて、今民活エリア開発連絡協議会ですか、そこではどういうふうな話になっているのか教えていただきたいというふうに思いますし、それから、もう当初からするとかなりメンバーが変わっているというふうに思いますが、その民活連絡会のメンバーもここであわせて教えていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、国保連合会がこの土地を買い求めるに当たって、直接の売買じゃなくて、10年間の分割ということであって、開発公社で買ってそれを譲渡してほしいというふうな要請であったそうですが、本来は私は国保連合会と売る方である滝の湯、ここの直接取引であることが本来の姿だというふうに思いますが、そして国保連合会が金融機関からお金を借りて一括してそのところに、譲渡を受けるところに納入をするのが一般的なやり方だというふうに思いますけれども、こうしたことがなぜできないのか。国保連合会というのは金融機関からそれほど信用のないところなんでしょうか。ぜひそうしたところについてもあわせて市長からお伺いをしたいというふうに思います。

それから、もう一つ、百歩譲ってクアパークに国保連合会の事務所建設を認めるというふうにしなくても、まだ契約はされていないあいている土地、市の所有になっている土地があるわけですから、そうした土地になぜ誘致ができないのかというふうなことでございます。多分面積が大きいとか、小さいとか、こういうものがあるのかなというふうに推測はできますが、そうしたところでは分筆も可能であるというふうに思いますので、そういうところに、なぜあいているところに誘致しなかったのか、私は疑問でなりません。ぜひそうした点についても教えていただきたいというふうに思います。

以上2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 御案内のようにクアパークは、新しい寒河江市の温泉街というようなことを形成して、そして滞在型というような構想を持ってスタートしたことは御案内のとおりでございまして、いずれにしましても、そういう旧温泉街、新しい温泉街を通して、寒河江市の温泉街ということの一つの引き金ということにしまして、究極の目的というのはやっぱり寒河江市にいかにか人を交流させようか、呼ぶかと、あるいは温泉を利用する方を通じて呼ぶかというようなことだろうと、このように思っております。

そしてまた、温泉のみならずとも相乗効果というものが十分ねられるというようなことを願ってのクアパーク構想だと、こう思っておるわけございまして、それにおきましては、直接的に温泉の宿泊施設というふうにはなりませんけれども、県内あるいは県外からもあの事務所においでなさる方というものが多くわけございまして、そういう面での利用ということが、その建物の中ではしなくとも、十分隣近所の温泉施設というものを活用されると、あるいはそれを、事務所を通して多くの方がいらっしゃることでの、そういう効果というのは、私はねられると。こういうことで温泉施設そのものでなくとも、そういう分野での活性化は図られると、このように思っております。

それから、給湯が余るのではないかというような御質問でございますけれども、いわゆる多くの方々が利用することによって、これは現在の温泉が使われてくるのではなからうかなと、このように思います。

それから、直接取引というのがなぜならなかったのかということは、先ほども申しあげましたように、滝の湯といたしましては、分割での譲渡というのは難しいということを確認しておるわけございまして、じゃどうするかということになりますと、本市としましては、じゃそれを求めてということになりますと、これは現在の市といたしまして、一度に適債事業にも当てはまらないものでございますから、非常に厳しい中でございます。一般財源としては厳しいということになりまして、公社の方に依頼して国保の方の要望にこたえるということになったと、こういうことでございます。

それから、民活エリアのメンバーでございますけれども、これらについては変わってくるわけでございますけれども、担当の方から申しあげますけれども、民活エリアの方の了解は十分とっております。

○新宮征一議長 企業立地推進室長。

○尾形清一総合政策課企業立地推進室長 民活エリアのメンバーについて、現時点でのメンバーをお答えいたします。

ホテルシンフォニー、それからグリーンクアパーク、あとJAさがえ西村山、それから寒河江自動車学校、寒河江土地建物、あと現在はまだ滝の湯が入っております。

以上です。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 私が申しあげたいのは、多分市長も十分おわかりになってのことというふうに私は思っておりますけれども、私もいつまでもあそこの土地をあいたままにしておいていいなんていうふうに思っているわけではありません。財政がこういうふうに厳しい時期でありますから、何らかの形で売ればよいなど、市民も恐らくそういうふうな願いだろうというふうに思います。

しかし、申しあげたいのは、活性化が図られるからいいとか、あるいはそういうふうな理由であれば、クアパークの目的が既に失われるのではないかとというようなことを申しあげているのであって、人を誘客することが一つの目的であるからというようなこともあるでしょう。しかし、そこに宿泊等の施設を整備する、一つに集中してそこに集客をするというふうなことからすれば、その目的から外れるわけでありませぬから、そうしたことをやっぱりきちっと踏まえるべきだというふうに思います。そのことを市民に理解を求めるといことが私は必要なのではないのかなと、こういうふうに申しあげたところであります。

確かに先ほど言ったように、市民の中ではいつまでもあのままにしておくよりも、だれかが買ってこれればよいのになんというふうな思いもあることは私も承知をしております。そういう意味では、長い間市長も、あるいは担当なさった職員の方々も御苦労をなさってきたわけでありませぬから、そうした御苦労について私は多としましても、しかし現実的に目的を変更するわけでありませぬから、そうしたところの市長の市民に対する言いわけといひますが、申し開きがなされてしかるべきではないのかなと、こういうふうに思ったものですから、私はあえて申しあげたところであります。

その御苦労を多として、であるから、それでその計画がなし崩し的に進められてもいいんだということにはならないということなんですね。これは、申しあげるまでもなく、市長の責任で進められたわけでありませぬから、非やあるいは市長の不明があれば、そのことを素直にお認めになって、そして市民に理解を求め、こういうことが私は行政を預かる長としてのあるべき姿なのではないのかなと、こういうふうに思っておりますが、改めてこうしたところについての市長の御見解を承りたいというふうに思います。

確かに計画が策定されたのが平成5年、そしてまた民活エリア開発連絡協議会が立ち上げられたのが次の年でありませぬから、バブルがはじける前ということであって、経済の見通しが立たなかったということもあるというふうに思います。そういう意味では大変不運だといひますが、そういうものは私は理解はしますけれども、しかし長としてのあるべき姿勢というのは、私はそういうものなのではないのかなというふうに考えておりますので、そうしたところについての市長の御見解を承りたいというふうに思います。

それから、もう一つ、給湯計画があって、それぞれ使われなくなるから、お湯が豊富に余って、それいっぱい使われるから、いいというようなことでなくて、既に分湯するに当たって大きな投資をしているわけです。そして、これまでの説明では、それをペイするためにそれぞれの民間の利用している施設の皆さんから、給湯するに当たっての料金をちょうだいするということと言われてきたわけでありませぬから、施設が少なくなるということは、それだけ利用する者の、今現在利用している方や、あるいはこれから利用する方の施設についての給湯単価が増すということなんですね。そういうことを理解されているのかということをお申しあげたんでありますが、その点について再度具体的に教えていただきたいというふうに思います。

以上2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 私もこのクアパーク構想を立ち上げて、そしてそれにふさわしいようなホテル等々の誘致をしようということに努力してきたということは、私自身本当に身にしみ感じておりますし、それがこの期間の中で各地に温泉が出る、県内、もとの44市町村で温泉のないところがなくなったというようなことも、これもありますし、あるいは1カ所の温泉に長く浸るといような、今の国民の温泉志向というものがかなり違ってきていると。

あるいは、団体客から個人客というような方向に方向が非常に変わってきているという時の流れといたしますか、こういうものがあるんだと、こういうことを私もつくづく思ったわけですが、じゃせっかく造成して整備したところのクアパークというものを持っておるわけですが、まずは現在のように温泉施設のみならず、それに類似といたしますか、それを利活用できるような施設というものが張りついてきたということについては、まずはよかったかなと、このように思っておるわけですが。

今回の国保にしましても、県内各地から訪れるということになるわけですが、話によれば、国保のみならず今後の後期高齢者の広域連合というものも事務所にされるのではないかと、こういうことがあるわけですので、そうしますと県内の中核都市としての寒河江に向けるところの目、あるいは活用されるということが非常に、そういう意味におきましても、スマートインターを先見性を持ってつくったというのは、大変私はプラスになったかなと、このように思っておりまして、特に国保でございますから、福祉関係の施設でございますので、ますますもってそういう面でのアピールというものが、これもなされるだろうと、このように思っておるわけですが。

ですから、当初建てたところのクアパークと温泉施設というものを夢は捨てておるというものではございませんで、1問でも答弁申しあげましたように、それを誘致するということには、これからも努めてまいらなくちゃならないと、このように思っておるわけですが。

市民の理解ということにつきましても、これから十分アピールしながら、これの御理解を得る方向に頑張らなくちゃなりませんし、市民からの温かいところの御理解は私はいただけるものと、このように思っておるところでございます。

それから、この給湯計画につきましては、担当の方から申しあげたいと思います。

○新宮征一議長 企業立地推進室長。

○尾形清一総合政策課企業立地推進室長 温泉の給湯計画についてお答えします。

温泉の給湯計画は、当初から民活エリアについては600リッターでありまして、市民浴場に400リッター、それで1千リッターの給湯計画で計画しておりまして、この計画に沿った形で今も変わらないわけでありまして、市民浴場に400リッター。それで、民活エリアの方は600リッターのうち現在約500リッターぐらいは供給がなっておりまして、今後の事業展開者の方に100リッターを見込んでいるところであります。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 市長もなかなかかたくなで、なかなか大変だなというふうに思っておりますが、要は私は国保連合会の事務所があそこに来るのが絶対だめだなんて言っているわけではないんですよ。そのことは御理解いただけるというふうに思いますが、要するに手法が逆だというふうに言っているんですよ。

市長は、市民に十分理解していただかなければならないし、いただけるものというふうに言われましたけれども、具体的に言うと、使用目的外の施設になるわけですよ、今まで言ってきたことからすれば。ですから、そうしたことに十分触れながら市民の理解を求めて、そしてあそこに「いいんじゃないか、市長」と、こういうふうになったら、あそこに国保連合会の事務所建設をお認めになると、こういうのが本来の筋であるというふうに私は思いますが、そういう点では逆になっているんじゃないかというふうに思います。経済状況の不透明さがあって、大変困難な状況にあるということは私も知っております。

しかし、自治体を預かる長としての責務というのは、私はそういうところにあるんじゃないのかと、こういうふうに改めて申しあげて、私の一般質問を終わります。答弁は要りません。



の行財政改革を実行しつつあります。そうした事態を招いたことへの反省とともに、必要な市民福祉やサービスの水準を落とさずに財政再建を目指していくべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、教育行政のあり方について伺います。

とりわけ、16年の長期にわたって途切れることなく続けられてきている中学校での完全給食の実施を求める市民の運動と、それに対する市当局の対応について教育委員長に伺います。

今からおよそ16年前、山形市から寒河江市に引っ越してこられた中学生を持つお母さんから、なぜ寒河江では中学校給食がないのですかという率直な疑問の手紙が私どものところに寄せられたのが一つの問題提起となって始められたのが、中学生にも完全給食をという運動でした。この間1度は、市議会でも完全給食の実施を求める請願が、当時を思い出してもけんけんがくがくの議論と2度の継続審議という慎重にも慎重な審査を経て、最終的に全会一致で請願が採択されたこともあります。それでも教育委員会はこの声にこたえようとはしませんでした。その後市民の給食実施を求める声は、絶えることなく、粘り強く続けられてきました。一昨年には、約1万5千名余の市民の署名を添えて請願が市議会に提出されています。残念なことに、市民の声を市政に反映すべき市議会でも、与党会派の反対でその後の数度にわたる請願は採択されることはありませんでした。

しかし、市民の多数は中学校への完全給食を求めてきたし、今も求めていると私は判断しています。さきに実施された教育振興計画策定のための教育懇談会でも、完全給食をぜひ実施してほしいという意見が多数出たし、市内各中学校の母親委員会でも毎年のように完全給食の実施を求める声が出されています。にもかかわらず、教育委員会は一貫して弁当持参が望ましいとして完全給食の導入を拒んできましたし、今もその立場を変えていません。

そこで、伺います。教育行政を預かる教育委員会の役割は、教育基本法の第10条で定めたとおり、教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきであるというその条項。さらに、その2項では、教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならないと、その役割を明確に示しています。それを寒河江市に当てはめれば、寒河江市の教育行政は、市民全体に対して直接に責任を負って行われるべきであって、その自覚のもとで目的遂行に必要な諸条件の整備確立に努力すべきであると考えます。

要するに市民の多数が望み、生徒の多くも完全給食を願っているのに、それに背を向けている寒河江市の教育委員会は、法の本旨にもそむいていることになるのではないかと思います。教育委員会は、今回制定した教育振興計画でも、食育の項で弁当持参の意味づけをさまざまに行っています。しかし、それは市民の願いや意識からは遠くかけ離れている論理でしかありません。

その点では、この間16年間の歳月を経てもなお教育委員会の主張が市民からは受け入れられていないことを見ても、既に決着のついている問題だと考えます。市民全体の意向を認めないという姿勢は、法の定めにより教育委員会自体が逸脱しているということになるのではないかと。そういう自己点検というか、自己反省の姿勢がない限り、教育委員会への市民の信頼も揺らいでいくということを感じて自覚すべきであります。

さらに、さまざまな事情で弁当持参が困難な生徒へは、弁当を販売するとしていることについて伺います。

欠食の生徒のために、業者がつくる弁当を販売、あっせんするという発想は、私には理解できません。栄養やカロリーに配慮すると言いますが、コンビニ弁当とどれほどの違いがあるのか。それこそ愛情弁当論の破綻ではないかと思いますが、市民の納得のいく説明をしてほしいものです。

最後に、中学校への完全給食の導入を願う父母や生徒の立場は、家庭教育の充実や家庭の食育教育の推進という問題と全く矛盾しない、むしろ相互に補完し合うものということに、教育行政を預かる皆さんは気づくべきではないかということを指摘して、第1問といたします。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時5分といたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時05分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず最初に、市債の現在高についてでございます。

本市の平成17年度末の市債残高は、普通会計で約235億円となっておりますが、これは本市発展につながる社会資本の整備を積極的に推進してきた結果であると考えております。駅前中心市街地整備事業などの土地区画整理事業やハートフルセンターなどの福祉施設整備、醍醐小学校などの教育施設整備、国営かんがい排水事業等の農業基盤整備、そして市民生活に密着した道路網の整備など、寒河江市の発展、活性化、そして市民の豊かさの実現に向けて鋭意取り組んできた結果であります。しかしながら、現在は駅前中心市街地整備事業などの起債償還が多額に上ることから、しばらくの間は実質公債費比率が高目に推移いたします。このため、今後においては極力借入れを少なくするような取り扱いとしてまいりたいと思っております。

また、公債費の縮減のために借りかえ制度などの活用も図っており、今年度は年利3パーセントの県の市町村振興資金5,200万円について、0.85パーセントの低利な借換債により負担軽減を図ったところであります。このような取り組みを進め、今後は公債費の縮減や市債残高の低減に努めていく考えであり、残高は毎年十数億円ずつ減少していく見込みであります。その結果平成20年度末には200億円を下回り、平成25年度末には現在の半分になっていく見通しであります。235億円という現在高は、決して少ない額ではありませんが、今申しあげました取り組みによりまして、残高は着実に減っていくものと思っております。

次に、実質公債費比率について申し上げます。

御案内かと思えますけれども、実質公債費比率は自治体財政の健全度を示す新たな指標として導入されたもので、これまで基準とされた起債制限比率を見直しして、従来は考慮されていなかった支出、つまり元利償還金に充当された繰出金、これは企業会計や特別会計へのものや、それから一部事務組合への分担金なども準公債費として算定に加えられることになり、より財政の実質が反映されるようになったものであります。

地方債発行につきましては、御案内のとおり今年度から協議制度となりましたが、実質公債費比率が18パーセント以上の団体は、従来どおりの許可制のままであり、25パーセントを超えれば単独事業などでの発行が制限されることとなります。そして、これら許可団体は、公債費負担適正化計画を策定することが求められます。

本市の実質公債費比率は、今申しあげました一般会計での社会資本整備のほか、下水道特別会計での市債借入れや、西村山広域事務組合クリーンセンターの焼却炉整備に係る分担金などが影響しまして、平成17年度決算において御指摘のように21.8パーセントとなっております。このため、本市においても公債費負担適正化計画を策定し、計画の中に年間の起債発行可能額を設定するなど、適切な市債借入れとしていくこととしております。計画どおりに発行額を抑制していけば、実質公債費比率は計画最終年度、これは平成27年度に当たるわけでございますけれども、この最終年度において許可を要しない18パーセント未満まで下がる見込みであります。

次に、財政運営と改善の方策について申し上げます。

本市においては、これまで国の有利な制度を活用しながら都市基盤整備を積極的に進めてきたほか、企業誘致や農業、商工業などの産業振興にも取り組み、さらに今大きな課題となっている社会保障対策についても、独自の施策を実施してきたところであります。こうした中、バブル経済が崩壊し、三位一体の改革が始まり、歳入が年々減少した上、歳出においても少子高齢社会進展に伴う医療給付費や扶助費が増加し、非常に厳しい財政状況に至っております。これからも税収の大幅な伸びは期待できず、少子高齢化の進行による社会保障給付の増加は依然続くものと見込まれ、また国の歳出、歳入一体改革の検討の中で、地方交付税削減の方向性が示されるなど、厳しい財政状況はまだまだ続くものと思われます。こうした中で、行財政改革大綱に示した改革を確実に実施していくことが、本市財政の健全性の維持につながると考えております。

また、事業の取り組みについてであります。既に着手している事業は高い必要性から実施しているものでありますし、その完成を待ち望む市民の願いをかなえる上においても、継続して実施していきたいと考えております。新規事業につきましては、将来を見据えた財政運営という観点から、市民のニーズ、市の発展、市の活性化につながるものを優先し、かつ事業の緊急性、有効性を十分に考慮に入れながら、必要最小限のものに限定して取り組んでまいりたいと思っております。

私の方からは以上です。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大沼保義教育委員長職務代理者 登壇〕

○大沼保義教育委員長職務代理者 おはようございます。大谷教育委員長がのっぴきならない御事情がありまして、私職務代理者ということで大沼であります。かわって答弁させていただきます。何しろふなれ、初めてでありますので、何とぞよろしく御指導お願いいたします。

最初に、中学校給食問題に関してお答えをいたします。

このたび策定された、寒河江市教育振興計画の中の大きな柱として、いのちと心を育む食育を推進するまちづくりを掲げております。食は、知育、徳育及び体育の基礎となるもので、豊かな心と人間性のもととなるものであり、私たちの生きる力の基礎となる食育のあり方を家庭、学校、そして地域がそれぞれの場で学び、認識を新たにし、より豊かに実践していくことが求められております。子供たちが栄養のバランス、一緒に食べる人がいる楽しさ、いのちをいただいていること、そして生産者への感謝の気持ちを学び、正しい食習慣を身につけることは、心身の健全な成長のために不可欠な教育であります。

特に中学校期は、精神的にも身体的にも発達著しく、社会人として自立するための基礎を培うために、さまざまな経験や人との豊かなかかわりなどを通じて多くのことを学び、身につけなければならない大切な時期であります。従いまして、幼児期や小学校期に培った食に対する基本的な知識、食習慣をもとに、自らの食を自分で選び、自分でつくるなど、実体験を通して主体的に食育を推進できる能力を高めていくよう、その適時性をとらえて指導するということが肝要であると考えているところであります。それらのことから、家庭における親子で食事をつくる場、あるいは食の大切さを学習する機会の拡充をはじめ、食農教育の推進、伝統的な食文化を学ぶ場づくりなど、ライフステージに応じた食習慣の確立を図り、食育の推進に努めてまいります。

これまでも、幾度か中学校給食についての質問に対して答弁をしてまいりましたが、中学校においては、生徒と保護者向けに食と健康だよりを毎月発行し、食に関する情報提供とともに意識啓発に努めておりますし、さらには生徒に学校栄養士が授業を通して栄養のバランスや1日3食しっかり食べる食事の生活リズムの大切さなど、専門性を生かした食育指導をしております。そのような中で、母親委員会主催による食に関する講演会、あるいは生徒会保健委員会において生徒自ら企画をし、食生活についての調査、朝食についてのアンケート調査、さらには弁当づくり週間の実施など、食育についての取り組みが芽生え、拡充してきております。

教育委員会では、このような家庭、学校、地域の姿、教育の場を育て、これを守りながら寒河江の教育風土として継承することが、私どもの使命と考えてきたところであります。このたびの教育振興計画を策定するための検討委員会においても、改めて御審議をいただいて、これらの考えが支持されたものと思っております。

次に、弁当販売方式の教育的意味についてお答えをいたします。

中学校給食は、今まで同様ミルク給食を実施してまいります。中学校の時期は、心身の発達が著しく、自分を取り巻く人間関係などを多感にとらえる重要なときでもあって、家族とのかかわり、自身の自立、役割の認識など、中学校期に会得してほしい基礎的な生きる力を学び、それを実践できる年齢であります。これらの体験、経験の場を与えられるのは家庭であって、愛情やぬくもりを感じ、その中で実践されることが望ましい姿でありますので、弁当を通じた親子の対話やきずな、感謝の気持ちをはぐくむことが最も

重要と考えているところであります。

しかしながら、家庭の諸事情によって弁当を持ってくることが困難なときも、子供たちが安心して通学できるように、教育環境整備の一つの方策として希望者に対する弁当販売方式を導入するということとしたものでございます。これらの実施に当たっては、質、量、栄養のバランス等々食育に配慮した方策を研究してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。ありがとうございました。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 財政問題については、過去に先ほど第1問でも申しあげましたが、何度も何度も取り上げてきたいきさつがあって、なかなか意図するところが伝わらないもどかしさを感じているわけであります。

市長は、決して公債残高は少なくはないというふうな認識を示しております。そして、これは制度的に適正化計画を作成しなければならなくなっているわけですけれども、それに基づいて公債残高を減らしていくというふうなお話がありました。しかし、その問題は具体的な中身であります。適正化計画についての総務省の通達によりますと、相当細かく計画策定をしなければならないというふうなことが指摘されていて、その具体的な内容について、もしつくれたのであれば紹介していただきたい。そして、構想としてこういう構想でいきたいというのであれば、それももう少し詳しく説明をしていただきたい。

計画に盛り込むべき事項ということで幾つかあるし、それとよその市で既に作成した適正化計画などを見ると、実に細かく計画をしています。しかも、公営企業なんかの事業別にどういうふうに健全化を達成していくかというような具体的な計画も含まれているようであります。本市でいうと病院とか、下水道とかになるのかなというふうに思いますけれども、そういう具体的なものが既につくられているのかどうかお伺いをしたいと思います。

寒河江だけでないと言えればそれまでなんですけれども、ただ寒河江が突出しているのは公債費の残高であります。総会計で403億ですか、平成17年度決算の時点で。その前の年の16年だと418億ぐらいになるわけですけれども、これらがいわば野放図に積み上がってきた結果でないかなというふうに思っています。市長は、いろいろそれなりに必要な意義があってやってきたんだというふうなことを言っていますけれども、実は十数年前は、一般会計の市債残高の目安が予算額程度というのが一つの目安として財政運営をしてきたという、ずっとそれでやってきたということがあります。ところが、ここ十数年は倍、倍で市債がふえていくということで、その結果今回のような事態が生まれているということでありますので、計画的に事業推進と無理のない財政運営というのがどこかで切れちゃったんでないかなと、本市の場合は、そういう私は認識をしています。

何も、市長在任中にすべてやらなきゃいけないということはないわけで、無理のない形で、負担が過重にならない形で、公正に事業を先送りしながらやっていくというようなバランスのとれた財政運営がなぜできないのか。今になって、今度は毎年十数億ずつ減らしていくというわけですから、当然その結果は、その他の事業も非常に窮屈な事業しかできなくなるということになります。

特に、これから起債の借入れを起こさなきゃいけない大きな事業は、木の下の土地区画整理事業や、それに伴う関連事業であります。そうしますと、その他の借金はほとんどできなくなるのではないかなというふうな気もしています。木の下の事業がぜひ成功してもらいたいわけですけれども、要するにそういうふうな事態に今寒河江市が立ち至っているという認識は、持つ必要があるんじゃないかなというふうに私は考えるわけです。ですから、公債費負担適正化計画の内容について、より詳しくお知らせをいただきたい。

次に、給食の問題でありますけれども、職務代理者の答弁でありまして、無理がないかなというふうに思いますけれども、いわば書かれたものを読み上げたというような気がいたしまして、大変申しわけありませんけれども、それ以上のことは議論として深まらないのかなというふうな気がしますが、御存じかとは思いますが、この給食の運動の長さは相当なもの、そしてその重さというのも相当なものがある

というふうに思います。

そして、当初議会で請願採択なって、その後やっぱり検討委員会というのができて、中学校給食は実施しないという答申が出されました。その中でもやっぱり食育の問題が出ているんです。そして、愛情弁当の問題も出ています。そして、それが重要だから、給食はしなくてもいいと、完全給食は、そういうふうな答申が出て、検討結果が出て、それでずっとこの間来たわけですけども、今回教育振興計画にも今先ほど職務代理が言われたようなことが事細かに載っています。要するに同じようなことです、ほとんど、16年前と。表現とか、内容は若干変わっているようですけども。ですから、その16年間という期間の間に教育現場で、あるいは父母との間でどのような努力を教育委員会はやってきたのかということが問われなければいけないんです。同じような結論出したわけですから。

そして、一方で、それだけの期間を経てもなお、2年前の1万5千の署名にも象徴されるように、依然として給食を実施してほしいという声がある。ここの乖離は、決して軽くはないというふうに私は思います。ですから、先ほど教育委員会の見解は理解されているというふうにおっしゃいましたけれども、実は一人一人の市民の中に入っていくと、そんな単純ではないということなんです。ですから私は、今回特に教育委員会はもっと市民の方を向くべきだ、目を向けるべきだ、耳を傾けるべきだと。先ほど4番議員が、長岡山の整備計画についても、もっと市民の声を反映させるべきじゃないかというふうな指摘がありましたけれども、同じような意味でこの問題についても言えるのではないかと。

私は、もう少しラフな形での議論というのも必要なのではないかと。つまり食育教育の重視とか、これは当たり前のことでありまして、家庭教育の重視とか、当たり前のことでありまして、それと何も給食問題をリンクさせる必要はないのではないかとこのふうにも思います。現実にはそうっていないわけですから。だから、それと総合的な施策の中でそういう問題を生かしていくということと、完全給食を実施していくということとは何も矛盾しない。なぜ弁当のみに教育委員会は固執するのかというのが市民の大方の声であります。しかも、周辺自治体では、おかず給食も含めてでありますけれども、寒河江の周囲には実施していない自治体はなくなりました。寒河江だけがそれを古色蒼然と守っている。タコつぼに入ってしまったような状態に今寒河江市教育委員会はなっているわけですけども、もう少し弾力的な発想、市民との接点を求めていくべきじゃないかと。もう何年たっても教育委員会の姿勢は恐らく市民には受け入れられないというふうに思います。なぜなら、これまでそれだけのことをやってきて、なおかつ変わっていないわけですから、市民の意識は、それは、ちょっと別なところに問題があるというふうに気がつくべきではないかと私は思っています。

そして、もう一つ私は指摘できる問題があるとすれば、これは財政問題があるのではないかとこのふうに思っています。大規模改修とか、学校の改築とか、教育行政が抱える課題というのは、給食だけじゃない多くの課題があるのも事実だし、それに教育委員会が非常に奔走されているということも承知しております。ですから、そういう問題であるのであれば、長期的な計画の中で考えていくというふうな弾力的な姿勢もあり得るのだろうというふうに私は思いますが、それすら、その可能性すら閉ざしているのが、今回の教育振興計画なんですね。そういう意味で、余りにもちょっと偏屈な態度をとり続けているのではないかと。

しかも、弁当の内容についてもいろいろ栄養のバランスとか、それからカロリーとかを考えたものにしていきたいと。神奈川だかどこかでやっているようなシステムを考えているようでありますけれども、余りそこに意識がいくと今度はコストの面でも相当な値段になるだろうし、あるいは一体どこでつくるのか

という問題もありますけれども、今コンビニでも相当そういう点では考えた弁当をつくっているようで、それほどの違いがそこにあるのかなというふうなことを思うわけです。ですから、そんなことよりもっと大事な問題、要するに給食を求める母親、子供たちの声の大半は、できたての温かいものを温かいうちに、冷たいものを冷たいうちにという食を昼の時間でも提供するというのが願いなんですね。これこそ家庭の愛情の発露ではないかというふうに、この間も相当な議論を重ねてきているわけですが、そういう観点から給食の問題をもう一回再考していく必要があるのではないかということを目指していきたいと思えます。

この問題について、最後に1点だけ伺いますけれども、一時議会と当局とのやりとりの中で、弁当販売方式が給食に向かって進むための一つの第1段階というふうな評価をする意見もありました。私は、そうではないだろうと、振興計画を見ますと、そうは受け取らなかったんですが、どちらなのか。今後給食問題については検討する余地が全くないというふうに考えておられるのかどうか、伺いをしたいと思います。

以上で2問終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 起債残高の多額というふうなことの御指摘がございましたけれども、これはゆえあつての起債を発行したわけでございます、特に、御案内かと思えますけれども、中心市街地の整備でございます、その残額があるということで、また19、20、21とその辺にピーク時が、償還期が来ているということは、十分議員におきましても御理解をいただけるんじゃないかなと、このように思っております。

それで、そのためにほかの事業が窮屈にされているんじゃないかなとか、あるいは木の下の事業に対しては疑問視されておると受けとめられるような……（「そうは言っていない」と呼ぶ者あり）お話もありましたが、そうは言っていないよという話もありますが、やっぱり木の下にしましても、これは次の新しいところの寒河江の姿というものを将来を見据えてつくるということを考えてやっておるわけでございます、それは御理解はされるのじゃないかなと、こう思っております。

また、福祉とか医療とか、あるいは環境面、いわゆるクリーンセンターも含めてでございますけれども、そういう分野での非常に多額になってきておるところの歳出需要というものがあるんだということも、少子高齢化の中でそういう分野というのは非常にあるということも御理解願いたいと思っております、金額は申しあげませんが、大きな伸び率を占めておるとことは御理解いただきたい。

そういう中で、何といたしても、これまで投資したところの中心市街地をはじめ公共事業というものが、十分私は寒河江市の発展に生きているものと、このように思います。その資産あるいは財産というのは、生きて残っておるものと思っておりますので、私は十分これを活用していかなくちゃならないと、活用することが私の仕事だなと、こう思っておりますし、また現在の厳しい財政状況というものを何とか財政計画なり、あるいは行財政改革を通しまして、健全な財政運営を保持すること、これにつきましても私の力を注いでいかなくちゃならないことだろうと、このように思っております。

あと、財政再建計画についてのお尋ねがございましたけれども、これにつきましては、担当の方から申しあげたいと思います。

○新宮征一議長 財務室長。

○秋場 元総合政策課財務室長 適正化計画についての内容について御質問ありました。お答えいたします。

適正化計画につきましては、来年の2月まで提出するように求められております。そういったことで現在県の方と協議を進めているところでございます。

基本的な内容としましては、市債の借入れ額を設定すること、それから計画の期間を設定すること、そういったことが中心になるかと思っております。市の市債の借入れにつきましては、投資事業のほか臨時財政対策債などの特例債もございますので、すべてが投資事業ということではございませんけれども、実質公債費比率の方に反映になるのは投資事業等が中心になりまして、特例債については除外されることから、投資事業の借入れを中心に今後設定していきたいというふうに思っております。そういったことで今考えている内容ですが、平成19年度、20年度でおよそ2億円、それ以降については1億5千万程度で考えておりますが、この前の実施計画の方にも載せておりますが、実際の借入れは平成19年度でも1億7千万程度に抑えておりますし、今後その設定額以内で借入れするように進めていきたいというふうに思っております。それから、計画の期間についてであります。平成18年から27年までの10年間というふうに考えております。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大沼保義教育委員長職務代理者 お答えをいたします。

大変気を使っていただいてありがたいのですが、

あの内容に関してはすべて委員会で議論をして、あと私も確認をして答弁させていただいたと、そういうふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

遠藤議員も御存じのとおり、私も長年PTAをやっておりました。もう20年ぐらいいやりましたでしょうか。その中で一貫してこの給食という問題を取り上げて、私もその中でいろいろと議論をしてまいりましたが、基本的には、またちょっと誤解があるといけません、教育振興計画をつくるに当たりまして、また第5次の振興計画をつくるに当たりまして、その都度教育委員会ではかなりの時間を割いて協議をいたしました。その中で教育委員会の一致した考え方として、やはり食というものをどうとらえるか。食というものがやはり教育の根幹にあると。特に今家庭の教育力というものが非常に低下していると言われて、家庭の食育というものは看過できないと。そういう中で、その象徴として弁当というものがあるんだというふうな認識で委員会は一致しているということであります。

ですから、前から少しも進展しないとか、財政事情が問題かとかという御指摘もございましたが、そういう議論の以前に教育とはいかにあるべきかという中で、やっぱり食育というものが最も大事であると。

「子を持って知る親の恩」という言葉がありますけれども、やはり子供が親が苦勞して弁当つくっている、その後ろ姿を見て親にも感謝をするんだと。そして、その子供が大きくなって親になって、またその子供にそういうことを伝えていくんだと、そういう教育がやはり今一番大事なんではないかと。今回の振興計画の中に前段に「不易と流行」という言葉がありますが、私どもこの10年間は少なくとも食育というものが教育の根幹にあって、特に家庭の教育力を高めるためにはぜひとも大事な、最も大事なものだというふうにとらえているということで御理解いただきたい。

あとちょっと足りない分は、教育長からお答えさせます。

○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 先ほど、弁当販売方式の導入についての御質問がございましたので、お答え申し上げます。

この方式は、あくまでも家庭の事情により家庭から弁当を持ってくることができないと、こういう方々のために教育環境の整備の一環として取り組んでいこうと、こういう内容でございます。

先ほど議員から、教育委員会の取り組みを大変偏屈な態度だといったような御指摘をいただいたわけですが、私どもは先ほど職務代理者から御答弁あったように、これまで教育は人格の完成を目指して行われるものだというようなことで、教育委員会の役目とそれから責任を自覚しながら取り組んでまいりまして、今回教育振興計画という一つの大きな計画を市民の皆さんにお示しすることができたと、こういうことであります。これは、やはり寒河江市のこれまで培ってきた先人の残してくれたすばらしい教育風土というものをきちっと受けとめながら、そしてこれを現在に生かし、さらに次代に引き継いでいこうと、こういったような基本的な考え方にのっとり10年間を見据えたところの計画でございます。何とぞそういった形で教育行政を行っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○新宮征一議長 遠藤議員、残時間を考慮して質問されるよう願います。

○遠藤聖作議員 わかりました。

これから財政支出が投資的事業として大きく出ていくのが木の下ではないかということを言っているんでありまして、前段で私はぜひ成功してもらいたいと、この事業は。そういうことを言いながら言ったわけで、何か否定的なことを言っているわけではありませんので、誤解のないようお願いしたい。

ただ、今後その他の投資的事業、例えば下水道の普及がこれから周辺部にもしなければいけないわけですが、これなどは一体どうなるのかといういわゆる総合的な視点での財政計画、あるいは投資的事業の配分計画というものをやっぱり考えなければいけないのではないかと、この適正化計画策定に当たっても。そういう総合的な視点から物事を見るということを提起しているわけでありまして、なおかつそうしながら適正化を図っていくというには何ができるのか、何をしなければいけないのかということをやってもっともっと知恵を絞らなければいけないだろうし、民の声も聞く必要があるんでないかということを行っているわけでありまして、誤解のないようお願いしたい。

それから、教育については、教育基本法の10条をわざわざ私が読み上げたのは、そういうふうに誤解されるといけないなと思って言ったんです。教育委員会は、どういう任務を負っているかということ、憲法や教育基本法の大きな視点からの観点から私言ったわけでありまして、そのところを誤解のないようお願いしたいんですけども、まず人格の完成とか、それから真理と正義を愛する個人の価値をたつとんで、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないというのが教育基本法の前段にあって、それを実現するために教育委員会は何をしなきゃいけないかということが10条に書いてあるわけです。

それは、義務教育、あるいは機会均等、それからいろいろな頂を受けながら、最後にこの10条で、教育は、不当な支配に服することなく、国民全体、国民全体ですよ。つまり教育委員会の何人かでやるとか、検討委員会の何人かでやるとかという問題でないんです。国民全体に直接責任を負う。要するに寒河江というと市民全体に対して、市民の声を踏まえながら責任を負ってやらなきゃいけない、教育行政を。そういう任務を担っているのが教育委員会なんだということを理解していただきたいということなんです。いわば、十数年のやりとりを通じて市民の多数は給食やってほしいと。これは理屈ではないですよ。要するに民の声です。それが民主主義の原点ではないでしょうか。そういうものに背を向けてはいけないということを、私は言いたいわけです。

いろんな理屈ありました、この間。いろんな議論もありましたし、弁当の必要性なども拝聴させていただきました。それらすべてを包み込んだ上でどうなんだというのが今回の問題提起なんですよ。ですから、理屈ではないところに問題はあるのではないかと。つまり弁当の必要性を今職務代理者は言いました。食育の大切さも言いました。それもわかるし、それも大切だし、それは大いに普及していかなきゃいけないわけですが、それと給食をやるということは矛盾しないのではないかとことを私は言いたいわけです。

それはなぜかということ、そういうことをずっと学校の教育現場でやられながら、父兄や子供は今なお給食やってほしいということの説明がつかないからなんです。そういう声があること説明がつかない。これは、やっぱりもう一回原点に帰って考え直すべきではないかと。自分たちの理論が通らない、しみわたっていかない。これなぜか、やっぱり考えてみる必要があるでしょう。それがなければ教育行政を預かる

資格も問われかねない。決して別な何か人格的に偏屈とかといった意味ではなくて、そこは理解していただきたいというふうに思います。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 1 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 那須 稔議員の質問

○新宮征一議長 通告番号12番、13番について、18番、那須 稔議員。

〔18番 那須 稔議員 登壇〕

○那須 稔議員 私は、所属している政党公明党と通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきます。

まず初めに、通告番号12番、少子化対策についてお伺いをいたします。

政府は、今月1日の閣議で平成18年度版少子化社会白書を決定しました。白書は、日本の少子化の現状について、世界で最も少子高齢化が進行している国と分析。このままの傾向が続けば、平成62年の2050年には、1.5人の働き手で高齢者1人を支える超少子高齢化社会になると警告しております。人口学では、合計特殊出生率が1.3未満の国を超少子化国と定義しております。日本の2005年の出生数は、過去最低の106万2,530人で、前年比4万8,191人減で、合計特殊出生率も1.26と、昨年の1.29を0.03ポイント減と過去最低を記録。合計特殊出生率が1.3を割り込んだのは3年連続であります。

白書では、日本の年間死亡者数が出生数を約2万1千人上回った昨年の人口動態統計を踏まえ、人口減少社会に突入したことが明確と初めて指摘をしています。その上で人口減少は加速度的に進行する。その度合いを小さくする対策の重点的取り組みが極めて重要だと強調しております。前の猪倉議員の質問でもありましたように、少子化対策は待ったなしの取り組みが求められているのであります。

本市の合計特殊出生率については、平成14年に1.73で、平成15年には1.56と下がったものの、平成16年には1.64と上昇しております。平成17年度はまだ出ていないようですが、山形県も平成16年1.47から平成17年が1.45と下がったこともあり、寒河江市においても下がるのが予想されます。本市においては、平成10年に寒河江子どもプランを作成、平成17年から次世代育成行動計画の指針に沿いながら、次世代を担う子供たちの健やかな成長と、子育てに取り組む家庭へのさまざまな支援を充実していくための具体的な取り組みを定めた子どもすこやかプランを策定して、少子化対策を推進しており、今後の少子化対策が期待されます。

そこで、一つには不妊治療に対する助成についてお伺いします。

少子化対策が叫ばれている中、政府は少子化対策の一環として、健康保険が適用されない体外授精などの不妊治療に対する特定不妊治療費助成事業を拡大する方針を固め、現在年間10万円を上限とされていた1世帯当たりへの助成額を20万に倍増し、所得制限も緩和する方向で調整し、来年の4月に実施を目指しておるとのことです。なお、適用期間については、今年4月にこれまでの通算2年から5年に延長されました。体外授精は、1回当たり20万から30万程度かかり、妊娠率は20パーセント程度と言われております。また、顕微授精は、体外授精で授精しない場合などに行いますが、1回当たり30万から40万程度かかり、妊娠率は30パーセント程度と言われております。ただし、必ず妊娠に至るわけではなく、数百万円を費やす夫婦も珍しくないと言われており、助成が不十分で治療を断念する人が多いとの声も聞かれます。

この助成の実施主体は県ですが、事業費の半分は国が補助することになっております。どのくらいの方々がこの制度を利用しているのか、県健康福祉部児童家庭課によると、制度が始まった平成16年には県全体の利用者が123名であり、平成17年度は県全体の利用者は175名で52名増加しました。だんだんとこの制度が周知されてきた結果だと思えます。

そこで、お伺いします。先ほど述べましたが、国としてさらなる公的助成制度を拡充する方針を固めました。ただ、だから十分であるということではなく、寒河江市においても、結婚して子供が欲しくてもできない夫婦のため、さらに現行の助成制度に上乘せして、寒河江市独自の助成制度を実施し、子供を産むなら寒河江市と言われるように、積極的な施策を行う考えがないのかお伺いをいたします。

二つには、子育てサロンについてお伺いします。

本市においては、子育て支援機能の強化の取り組みとして、子育て支援センターを平成14年にハートフルセンターの児童センターに設置し、育児や子育てに関する相談や子育て支援情報の提供に努めており、寒河江型子育て支援として多くの方の利用があるようです。また、市内の市立保育所7カ所においても、子育て相談などの取り組みの推進を図るなど、充実した活動の展開をしているようであります。

子育てをしている家庭は、さまざまな悩みを抱えております。そんな中、母親の子育て負担が大きくなるなど、家族の中に頼れる人がいなくなり、また近所とのつながりが余りなくなって、子育てで孤立してしまうといった現状が見られることもあります。このため、子育てをしている親同士などが話をしたり、悩みを相談したり、交流したりすることが非常に重要になってまいります。

そこで、お伺いいたします。子育て支援センターとしての規制にとらわれることなく、だれもが気軽に集える場として、子育ての親同士が励まし合い、子育ての情報交換の場として子育て家庭が子育てに悩んで孤立しないよう、また子供たちが伸び伸びと遊ぶことができるよう、親子の交流会を気軽にできる子育てサロンという場を設けてはいかがなものかお伺いいたします。

三つ目には、病後児保育についてお伺いします。

女性の就労がますます進むにつれ、病氣回復期にある乳幼児を預かってくれる施設への関心が高まりを見せています。仕事と育児の両立のためには、子供が急に病氣になったとき、家族や友人以外に頼れるところが身近にあれば安心だからです。子育てと就労の両立支援の一環として、病氣回復期の乳幼児の保育と看護を行うことにより、自宅での養育の負担を軽減し、児童の健康と福祉の向上を図るものです。病氣回復期児童の保育支援には、保育施設型と、家庭に保育士などを派遣する派遣型があります。

そこで、お伺いします。子育てと就労の両立支援の一環として、体調を崩して不安でいっぱいになっている子供の保育と、看護を目指す病後児保育を実施してはいかがなものかお伺いいたします。

次に、通告番号13番、教育行政についてお伺いをいたします。

一つには、学校における食育への取り組みについてお伺いします。食育については、さきの6月議会で質問をさせていただきました。だれもが夢を持ち、自己実現が図れる明るい社会を築いていくためには、人間力を備えた人材の育成が重要であること。この人間力の向上を図るためには、生きる上での基本である食を通して人を育てる食育に取り組む必要があることを述べさせていただきました。

その後、我が党公明党の主催による2006公明党食育フォーラムを、平成18年10月8日にハートフルセンターにおいて開催をさせていただきました。第1部として、基調講演講師をパイオニアレッドウイングス栄養トレーナー山口喜代美氏による「食で育てる心と体」をテーマに講演を行い、その後寒河江市食生活改善推進協議会、さがえ西村山農業協同組合、保育士などの方々から成るパネルディスカッションを実施し、毎日、毎日だれもがとる食事の積み重ねが、その人の健康な心と体をつくることの重要性、子供のときから栄養や食事のとり方などを正しく、適切な指導をしていくことが大切であることなど、食べることの大切さを改めて認識させられました。

そこで、以下についてお伺いいたします。

一つには、平成18年度を初年度として平成27年度を目標とする寒河江市教育振興計画が策定されました。美しく豊かでたくましい心、元気な身体をはぐくむ人づくりを施策の一つの柱として、その中にいのちと心をはぐくむ食育を推進するまちづくりを掲げて取り組みを推進するとしております。そして、家庭、学校、地域が連携して食育の推進を図るなど具体的な取り組みが掲げられています。これらの計画についてどのような進め方を考えているのかお伺いいたします。

二つには、早寝 早起き、朝ごはん運動についてお伺いいたします。

子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養、睡眠が大切です。成長期の子供にとって当たり前のよく体を動かし、よく食べ、よく眠るという必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れ、それが学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。そんな中、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、地域による重要な課題の取り組みとして、早寝、早起き、朝ごはん運動を展開することが望まれております。最近の調査では、就寝時間が午後10時以降という小中学生が過半数を占め、子供の生活の夜型化が進行しており、家庭、学校でも心配しています。

以下についてお伺いいたします。一つには、現在本市として早寝、早起き、朝ごはん運動を実施しておりますが、取り組んでいる状況についてお伺いいたします。

二つには、早寝、早起き、朝ごはん運動の取り組みを家庭、学校、地域と連携して拡大していくことについての考え方をお伺いいたします。

三つ目には、親子会食会の取り組みについてお伺いいたします。食の大切さを認識させ、実践する力を自然に身につけるためには、子供にとって何よりもそれぞれの家庭での食育の推進が不可欠であります。そういうことでは、より多くの食事をつくる実践の場、食育を学ぶ場、このような機会を広げていくことが大事なことではないでしょうか。そして、今食に対する基本的な知識、食習慣をもとに、自らの食を自分で選び、自分でつくるなどの実体験を通して、主体的に食育を推進できる能力を高めていくことが求められているのではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。家庭、学校が連携して、家庭が持つ食の大切さを学ばせるためにも、そして本来は、家庭における親子で食事をつくるのが自然な姿だと思いますが、それが今少なくなっています。そのような場を持たせるためにも、学校として子供と親の食育講座などを含めた親子で会食会を実施してはいかがなものかお伺いいたします。

二つ目には、放課後子ども教室についてお伺いします。

子供の健やかな育成のためには、家庭、地域、学校がそれぞれの教育力を結集していけるような環境づくりを行うことが重要になってまいります。しかし、一方で最近の青少年の問題行動の深刻化や、青少年を巻き込んだ犯罪の多発など、その背景には家庭や地域の教育力の低下の問題があると考えられています。このため、家庭、地域、学校が一体となって、心豊かでたくましい子供を社会全体ではぐくもうと、学校等を活用し、放課後や休日に地域の大人の協力を得て子供たちの活動拠点を確保し、スポーツや文化活動など多彩な活動が展開されるよう取り組む子供の居場所づくりの実施が望まれています。

本市においては、平成16年から心豊かでたくましい子供をはぐくむため、週末や夏休みの期間に文化センターを会場に、スポーツや物づくりなどの体験活動を通して子供たちが楽しく遊んで交流できる場の提供として、寒河江子ども土曜ランドに取り組んでおります。ニュースポーツや体験、竹細工、昔遊び体験、自然散策、そば打ちなど多彩な事業に取り組んでおり、好評を博しているようです。この事業は、平成16

年から3カ年事業として取り組んできているようで、先ほどの第5次寒河江市振興計画の実施計画が示されましたが、その中で放課後子ども教室の設置を平成19年に取り組むと示されました。

以下お伺いします。一つには、放課後において子供たちが安心して楽しく過ごせる居場所づくりを促進するため、放課後子ども推進事業と放課後児童健全育成事業の学童保育が連携する、放課後子どもプランが平成19年に創設される予定とされていますが、それらの放課後子どもプランの策定についてどう考えるのかお伺いいたします。

二つには、どのような形態の放課後子ども教室なのかお伺いします。一つには、実施する場所は、空き教室や体育館など小学校での活動を基本としますが、当面は児童館や公民館などで実施するケースも見込むなど、その場合でも将来的には小学校内で実施する方針だと言われているようですが、本市の場合どのように考えているのかお伺いします。

二つには、プログラムについてどう考えるのか、またどのようなスタッフを考えているのか。学習アドバイザーやコーディネーター、専任指導員の配置についてはどう考えるのか。それに教室の安全上からどのような体制を考えているのかお伺いいたします。

三つ目には、開催日、利用料、開設時間などについてどのように考えているのかお伺いをして、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、不妊治療に対する助成についてでございます。

平成17年3月に策定した本市の子どもすこやかプランは、子育て支援策を総合的、計画的に推進し、子供を安心して産み育てられる寒河江市を目指して少子化対策に取り組むこととしております。御質問の不妊治療に対する助成についてでございますが、不妊治療のうち、特定不妊治療の体外授精及び顕微授精について、保険適用外で治療費が高額であることから、経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成する事業が国の制度を受けて、県の事業として平成16年度から実施されていることは、御案内のとおりでございます。

平成17年度の県全体での利用者は175名で、村山保健所管内では91名となっており、増加傾向にあるようでございます。不妊に対する相談については、本市においては保健指導の中で相談の窓口となっており対応しております。県内保健所の女性健康支援センターでは、不妊に対する相談も受けており、平成17年度県全体では55件の利用があったようでございます。さらに、山形大学医学部附属病院では不妊に関する専門的な相談を無料で実施しており、平成17年度10名の方が利用されているようであります。

それで、子供が欲しいと望んでいるにもかかわらず子供に恵まれない夫婦は、およそ10組に1組あると言われております。子供が欲しい不妊に悩む夫婦に対し、安心して子供を産める環境づくりを整備することは大変重要なことと思っております。不妊治療費が高額であり、成果を得られるまでには相当の回数を重ねる必要がある場合が多く、経済的負担が相当大きいのが現状のようですので、助成制度は大変望ましい制度であると考えております。平成19年度から制度が拡充され、助成額の増額とともに、所得制限の緩和が図られるなど制度改正の動きがあることは、先ほど御指摘のとおりであります。

治療を受けられる夫婦の心情を考えた場合、情報の取り扱いについては、細心の注意が必要と考えているところであり、プライバシー保護に対する配慮などを踏まえながら、県の補助事業に市としましても独自の上乗せ助成を実施していきたいと考えているところであります。

次に、子育てサロンの質問にお答えいたします。

本市の子どもすこやかプランにおいては、子供を見守る地域づくりの具体的な取り組みとして、子育てサロンを計画しているところであります。これは、家庭での子育て力が低下しつつあるとともに、地域のつながりが弱まりつつある中で、地域のさまざまな人材や自然環境を活用し、地域ぐるみで子供を育てるためのものであります。現在子育て支援センターは、毎週水曜日に児童センターにおいて育児相談や交流会などを行っており、子育てサロンと同様の事業を実施しております。核家族化が進む中で、家庭で子育てに専念しているお母さん方の育児不安や子育て支援、そして情報交換などに対応しているところであります。

平成19年度には、来年度には新たな少子化対策として、地域での子育て支援として地区公民館を会場に、子育てに不安を抱えたり、悩んでいるお母さんたちが、子供を連れて気軽に集え、さらにリフレッシュできる子育てサロンを開設していきたいと考えております。内容につきましては、現在検討中ではありますが、地域の子育て経験者などの人材をボランティアとして協力していただき、また子育て中のお母さん方が自主的に子育てサロンにかかわっていただく中で実施してまいりたいと考えております。

次に、病後児保育についてでございます。

御指摘のようにこれは、病気は治ったが、集団保育ができない病気回復期の児童を一時的に預かるもので、現在のところ県内では山形市、酒田市、鶴岡市の3市で実施されており、場所については保育所が2カ所、民間の病院が1カ所となっているようであります。本市においては、ファミリーサポートセンターで対応しております。顔見知りの協力会員が会員の自宅に児童を連れて行って保育をしていただいております。保護者にとっても安心して預けていただいているところであります。

常設の病後児保育所の開設は、対応する職員体制の確保や安定した利用者数があることが要件となることと、病気回復期の児童を預かるため、緊急時の医療機関との連携などの課題もあり、今後本市の実情に合った病後児保育のあり方を研究してまいりたいと考えております。

私の方からは以上です。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大沼保義教育委員長職務代理者 登壇〕

○大沼保義教育委員長職務代理者 お答え申し上げます。

最初に、学校における食育の取り組みについてでございます。

このことにつきましては、このたび策定いたしました教育振興計画におきまして、生きる基盤となる食のあり方、人間形成とのかかわりを家庭、学校、地域それぞれが認識を新たにして実践すべく、命と心をはぐくむ食育を推進するまちづくりという大きな項目を設けまして、その中で子供たちの食育を高めるための各般にわたる施策の方向性をうたっているところであります。その中で特に子供たちが食に関する知識、自分の食を自分で選択する力を習得し、人と人とのきずなの大切さを学びながら、たくましい心身を培い、健全な食生活ができるよう、食の原点は家庭にあるという食育の原点に立ち返って、豊かな心と命をはぐくむための施策を重点的に推進してまいりたいと考えております。

これらを総合的かつ円滑に推進するためには、家庭、地域、学校におきまして今まず何をしなければならぬのかを認識することが肝要であります。このため、学校においては、親子で食の大切さを学ぶ場づくり、親子料理教室、食農教育の推進などに力を入れて取り組んでまいります。さらに、生涯学習においても食育や家庭教育に関する学習活動を奨励、支援してまいりたいと考えております。こうした取り組みを進める中で、家庭、地域、学校、それぞれの果たすべき役割というものを啓発しながら、お互いの密接な連携体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、早寝、早起き、朝ごはん国民運動について申し上げます。

御案内のとおりこの運動は、食育基本法が施行され、食育の重要性が高まる中、子供の望ましい生活習慣を育成し、生活のリズムを向上させ、読書や外遊び、スポーツなどさまざまな活動に生き生きと取り組んでもらうために、文部科学省が提唱しているものであります。これらを踏まえて、教育振興計画におきましても、基本的な生活リズムの大切さ、朝御飯の大切さを子供や家庭、地域が意識して推進することが大切であることをうたっております。

市内の小中学校に目を向けてみますと、実際には平成16年度からこれらの活動をPTA活動や学校の保健指導の中で積極的に取り組み始めた学校があります。そして、それらの活動が他の学校に広がって、児童生徒の基本的な生活習慣の涵養に大きな効果を上げております。寒河江小学校の事例を申し上げますと、親子で寝る時間や起きる時間を話し合っ、カードに記録するチャレンジ早寝、早起き運動、食に関するアンケート調査の実施、さらには保護者を対象とした生活リズムに関する講演会などを実施しております。他の学校におきましても、それぞれの実情に即して早寝、早起き、朝ごはん運動を展開しております。教育委員会といたしましては、今後とも各学校におけるこうした取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、子供と親の食育講座の実施についてお答え申し上げます。

先ほども申しあげましたが、食育を推進するためには、子供たちばかりではなく、家庭、地域が一体となって進めることが肝要であると考えております。このため、子供と親と一緒に食事をつくる体験、食に関する話題を共有しながら、食の大切さを学ぶことができるように、親子の料理教室、保護者を対象とした食に関する講演会などを各学校において実施してまいりたいと考えております。

次であります。放課後子ども教室についてお答え申し上げます。

文部科学省所管で、平成19年度から小学生たちの放課後の居場所づくり対策として、新たに放課後子ども教室推進事業が行われることになりました。現在行われている厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育と一体的、あるいは連携して行うこととして、その実施に当たりましては、市町村ごとに実施計画となる放課後子どもプランを策定することになっております。

まず最初に、放課後子どもプランの策定についてお答えいたします。

プランの策定は、教育委員会が主体になって進めてまいります。本市としては、学童保育、放課後子ども教室にはそれぞれのねらいがありますので、それぞれの特徴を生かし、子供たちに対する総合的な事業として進めてまいります。学童保育は、これまでと同じ内容で市長部局で実施し、放課後子ども教室については教育委員会で実施していくこととなります。実施に当たりましては、教育部局、福祉部局の行政や学校、学童保育、社会教育、児童福祉、PTAなどの関係者や地域住民から成る運営委員会をつくりまして、十分な意見聴取をしながら、協力体制をつくっていきたいと考えております。

次に、放課後子ども教室の内容について申し上げます。

この事業のねらいは、放課後や週末等に子供たちの安全、安心な活動拠点となる居場所を設けることにより、子供たちがスポーツや文化活動、交流活動、勉強などを展開していくというものであります。実施に当たりましては、これまで平成16年度から18年度までの3カ年にわたり、実施してきました寒河江子ども土曜ランドの成果を踏まえまして、さらに充実したものとして地域で子供を育てるという大きなねらいを持って、地元の地区公民館や分館等を活用しながら事業展開を考えております。

プログラムにつきましては、昔の遊び、遊び道具づくり、郷土料理づくり、ニュースポーツなど、体験活動を取り入れた事業展開で成果を上げていきたいと考えております。このような事業につきましては、全体的に、かつ総合的に調整していただくコーディネーター、そしてそれぞれの実施箇所で指導していただく2名の指導員等々に関しまして、退職された教員の方など、地域の方々のお力をおかりして、安全確保を図りながら実施してまいりたいと考えております。開催日につきましては、月2回、半日程度といたしまして、土曜日や日曜日、そして休日等を中心に考えております。利用料は無料といたしますが、材料代等については自己負担をお願いすることもあると考えております。なお、事業の対象といたしましては、市内の全小学校を考えておりますが、地域の実情等も考慮しながら実施をしていきたいと考えております。

以上答弁申しあげました。よろしく申し上げます。

○新宮征一議長 那須 稔議員。

○那須 稔議員 それでは、2問に入させていただきます。

先ほどは、私の提案を真摯に受けとめていただきまして、御検討いただきまして、大変ありがとうございました。

不妊治療につきましては、先ほどもありましたけれども、平成16年から国が実施をしている事業でありまして、その前は保険適用にならなかったということで、実費で払われて、それぞれ経済負担が大きかったということで、16年度から実施をされ、山形県では16年の8月からスタートされているという事業です。

これは、そういうふうな中で、山形県内でも町におきましてそれぞれ不妊治療に対する事業が展開をされているようであります。

一つは、飯豊町においては、これは子宝支援事業というような事業内容になっておりまして、当然目的は不妊治療をする方に対しての経済的な負担を軽減するということで助成をするという制度です。これは、平成16年以前からやっておられるようで、治療に対しては1年以上居住をした方というような条件がありますけれども、1回の医療費が自己負担の2分の1ということで、通算して30万が限度だというような制度になっておりまして、お話を聞きますと、これは県の場合は1年というような、あるいは10万というような限度がありますけれども、この場合につきましては、要するに1回の治療で医療費の2分の1限度で通算30万ということですから、何回でも使えるというような内容になっておりました。要するに1回治療、2回治療の区別がなかなか難しいということで、その辺はケース・バイ・ケースで判断をするという内容でありました。そういう意味では、非常に経済的負担が軽減されているのではないかなという事業でありました。

それから、いま一つは、これ合併したんですけれども、旧温海町の方でもこのとり支援事業というような事業でありまして、平成14年からこれ事業が展開されているようで、1回当たり15万を限度として2回ですから、2年というようなことでそれぞれやられておられました。

市長の方でも先ほど、現在の県の制度に上乘せをして実施をしていく旨の話がございました。本当にありがとうございます。それで、どの程度までを考えていらっしゃるのか、考えておられることがありましたらお話をお聞きしたいと思います。

それから、子育てサロンでありますけれども、これは市長の方でも19年から、地区公民館の方で実施をされていくというような回答がございました。これは、本当に地域の方々といいますか、子供さんたちを抱えているの方々、寒河江市では保育所とか、あるいは子育て支援センター等でやられておられますけれども、やっぱり身近なところで行って話をしたり、あるいは相談したり、情報交換する場というのがないかというような声もありました。そういう意味では非常に喜んでいらっしゃるのではないかなと思います。

それで、これと大体同じような事業で相当数ありますけれども、高齢者のためのサロンというのがありました。これも各公民館を利用して地域の方々が行き来ということで、非常に盛り上がった事業で、要するにぼけ防止、お年寄りの集まる場を提供して、自らがぼけ防止のために取り組むというようなことの事業でありますけれども、この事業も非常に今盛んに公民館等で行われている事業ではないかなと思いますけれども、私はできるならばお母さんばかりではなくて、高齢者とともにお母さん方も一緒に触れ合うような、そのような事業ということになりますと、いわゆる子育ての経験ということなども先輩高齢者から聞かれるのではないかなということもありますので、今回地区公民館を考えていらっしゃるということなんですが、私は将来的にはこういう形で公民館等々利用しながら、子育てサロンということなども拡大することによって、子育てで悩んでいるお母さん方、特に先輩諸氏の方々から相談をして受けられるという情報交換の場に即つなげていくのではないかなと思いますので、その辺何か考えがありましたらお

聞きをしたいと思います。

それから、教育、食育に関してでありますけれども、早寝、早起き、朝ごはん運動、これは先ほどもあったように全国展開されている事業でありまして、特に今年の4月から全国協議会が設立をされまして、全国的に波及していったと。青少年団体とか、あるいはスポーツ団体とか、あるいは文化関係団体とか、あるいは食育推進団体とか、あるいは経済界を巻き込んで大きな中でこの協議会が立ち上がっているようです。それで、寒河江市でもそういう意味ではもう既に取り組んでおりまして、各学校で早寝、早起き、朝ごはん運動を実施されているということでありました。

これは、地域を巻き込むということが非常に大事なところではないかなと。全国の例などを見ますと、学校とともにその地域にある例えば幼稚園とか、保育所とか、あるいは地域の団体さん、町会長、婦人会、それらの団体さん等巻き込みながら、地域を挙げて早寝、早起き、朝ごはん運動をやっている地域もございます。これは、連絡協議会を立ち上げながら、常に情報交換をしながらやっていると。ということで、それとともに例えばあいさつ運動とか、あるいはもったいない運動とか、いろんなものを巻き込みながら、朝の読書などを巻き込みながら、その地域を挙げて保護者とともにやっていると。いう事業があります。

ですから、寒河江市としても先ほどありましたように、学校ではやっていると。思うんですが、その地域を巻き込みながら、この早寝、早起き、朝ごはん運動をすることによって、より一層地域と学校、あるいは保護者と学校、保護者の食育に対する意味合いが非常に大きくなっていくのではないかな、このように思いますので、その辺の考え方について何かありましたらお聞きをしたいと思います。

それから、放課後子どもプランでありますけれども、19年度に子どもプランの作成ということがございました。これは、学童保育との絡みでプランを作成するということであるんですが、先ほど子どもプランの作成に当たってのいろいろと道筋などもございましたけれども、放課後子ども教室、これは寒河江市内ではもう既に16年度から実施をしておられまして、非常に好評を博しているわけでありまして。それで、今回19年度から新たに放課後子ども教室ということで移行をするような形になるんですが、一つは先ほどもありましたが、安全上の問題、先ほどスタッフ、それからコーディネーター、それから専任指導員とありましたが、今回の放課後子ども教室の中では具体的に安全管理員ということで明示されております。ですから、その安全管理員という方をどこにどういう方を選定して、どういうふうなことで管理をされるのか、その辺の体制について何か考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

特にこの事業につきましては、先ほども1問でも申しあげましたが、今は公民館とか、あるいはそれらのところで開催することがあるかもしれませんが、将来的には小学校でやるということは、子供の安全上の問題があると。要するに子供たちが移動することによって交通事故、あるいは不審者等の問題があるということで、放課後子ども教室については、自分のいる学校を主体とするんだというのがうたわれているところでありまして、将来的にも学校を主体とすることによって子供たちの安全確保がとらえられるんじゃないかというような発想がありますので、その辺含めながらどういうふうに考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

以上で2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 不妊治療に対するところの上乗せ助成でございますけれども、どの程度の額かとか、あるいは助成の方法のやり方、それについてはこれから検討させていただきたいなど。やることはやりますと、こういうことでございます。

それから、サロンでございますが、ボランティア活動に期待しなくちゃならないと、こういうことが大きな前提だろうと、このように思っておりますが、内容をさらに詰めてまいりたいと、このように思っております。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大沼保義教育委員長職務代理者 ただいま那須議員からございました基本的な生活習慣の乱れというのは、まことにゆゆしきことかなと委員会としても議論しているところでございます。おっしゃるとおり地域を巻き込んだ大きな運動にしなければいけない、おっしゃるとおりかなと思います。

あと実務的なこともございますので、教育長並びに担当課長から答えさせていただきたいと思います。

○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 私からは、早寝、早起、朝ごはん運動についてお答えを申し上げます。

この運動につきましては、先ほど1問で御答弁申しあげましたとおり、基本的な生活習慣の確立という面が非常に大きいものでございまして、ただいま議員からございますとおり、家庭の中の大人を巻き込んでやらなければ前に進まない事業だなという感じしております。そういった意味で大人自らがこの事業に参画していくような、そういった形で推進してまいりたいと。どのような形でやっていくかについては、今後詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○新宮征一議長 生涯学習スポーツ振興課長。

○工藤恒雄生涯学習スポーツ振興課長 それでは、お答えいたします。

一つは、安全管理員の体制についてということでした。

この事業の趣旨が、地域の方々の参画を得て、地域住民との交流活動等に取り組むんだということがございます。そんなことで地元の方を各実施単位ごとに2名配置して、安全確保を図ってまいりたいつもりでございます。あと実施の場所、国の方では原則として小学校の余裕教室を使ってということですが、この事業できたばかりということで、当面は市町村の実態に配慮してやってよいというようなこともございます。本市では、土曜日を中心として開催していくということから、一番身近な近くにある地区公民館、それが遠い場合は地元の分館、こういった身近な場所を使ってやっていくつもりでございます。

○新宮征一議長 那須 稔議員。

○那須 稔議員 最後に食の実態ということでちょっとお聞きをしたいんですけども、先ほど1問目で私も、うちの党の方で食育フォーラムを10月8日に開催をさせていただきました。その前に寒河江、西村山におきまして、約1,600名の子供たちに対しまして、アンケート調査をさせていただきました。そのアンケート調査の結果を見ますと、3日から4日食べているというのが6パーセント、1日から2日食べている子供が3パーセント、ほとんど朝食べていないというのが2パーセントの結果でした。それから、親子で食事をしているかとの調査では、親子で一緒に食事をとっていないというのが5パーセントありました。この数字は、県の数字よりも低いんですけども、要するにそれだけ食の実態というものが非常に乱れているというような状況がわかってまいりました。

たしか教育委員会の方でもアンケート調査、学校ごとにやられているのではないかなと思いますけれども、調査をすることによって次の事業が進んでまいります。ですから、そういう意味では逐次子供たちの今の現状把握といいますか、実態把握をきちっとすることによって次の事業が出てまいりますから、その辺の調査の実態、今どういうふうな方向にあるのか、わかっている範囲内でお聞きをしたいと思います。

以上で3問とします。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大沼保義教育委員長職務代理者 それじゃ、大変具体的なこととなりますので、担当室長より答弁させていただきます。

○新宮征一議長 指導推進室長。

○菊地宏哉学校教育課指導推進室長 お答え申し上げます。

市全体で朝食のとっている状況については、まだ現在把握している段階ではございません。各学校でP  
T Aを中心にしながら親の啓蒙を図るためにアンケート調査した結果がございますが、私どもに来ている  
のはまだ数校ですので、全体のことは申し上げることができません。

以上です。

散 会 午後1時53分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。